

骨子案

第●章

茨木市障害者計画(第5次)【中間見直し】

茨木市障害福祉計画(第8期)

茨木市障害児福祉計画(第4期)

第 1 部 計画の評価と課題

1 障害者計画(第5次)【中間見直し】について

障害者計画(第5次)は、令和6年(2024年)に策定し、令和11年度(2029年度)末までの6年間を計画期間とし取組を進めています。

計画期間までは、引き続き計画の記載内容に沿って取組を進めますが、計画期間の中間年度をむかえるに当たり、社会情勢の変化やこれまでの施策の取り組み状況を評価し、今後の施策に関する課題や方向性を明らかにするものです。

なお、施策の進捗状況を分かりやすくするため、基本目標の評価に当たっては次の評語を用いるものとします。

【評語】

- A: 施策、取組の方向性に沿って順調に進行している。
- B: 施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
- C: 施策、取組の方向性に沿った進行にやや遅れが生じている。
- D: 施策、取組の方向性に沿った進行に大幅な遅れが生じている。

2 障害者計画(第5次)の基本目標・施策ごとの評価と課題

基本目標1 お互いにつながり支え合える

評価	A	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	人口減少社会においても、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする。	
評価理由	様々な支援や取組の連携を進め、多くの人材育成の機会や交流の場を持つことや関係機関との協働による地域づくりに取り組めた一方で、活動に係る関係機関の負担は増加する傾向にあることから、各機関・団体の自発的な活動促進と持続可能なネットワーク体制の両立に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。	

施策(1)すべての人が支え合う地域共生社会への取組

【担当課:障害福祉課、地域福祉課】

地域共生社会の推進に向け、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を周知した他、障害者週間における啓発イベントである「おにも見にクルアート展」等、様々な機会を通じ、障害理解の促進に取り組みました。

地域における担い手の確保については、手話講習会や点字講習会等を開催し、障害者を支えるボランティアの育成に取り組んだ他、茨木市立障害福祉センターハートフル(以下、「ハートフル」という。)や障害理解促進事業等により市民団体の自発的な活動の機会や場の提供に取り組みました。

茨木市障害者地域自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)においては、事例検討による相談支援専門員のスキルアップや、地域生活支援拠点等に係る体制整備、地域移行の環境整備、就労支援体制の整備など、多くの課題に取り組みました。また、自立支援協議会は、多くの部会等における会議があり、多くの関係者が会議等への参加やその準備に多大な労力を費やしていることから、簡素化、会議回数の見直し、プロジェクトの集約、運営の効率化や効果性の向上などに取り組んできました。一方、個別の事例から地域課題を抽出し、各主体による地域づくり、社会資源の改善、開発につなげる仕組み作りについては、引き続き取り組む必要があります。

重層的支援体制整備事業についても同様の課題があり、引き続き取組が必要です。

施策(2)交流を通じての相互理解の促進

【担当課:障害福祉課、共創推進課】

障害のある人となない人の交流を通じた障害理解の促進を図るため、障害者週間の啓発イベントである「おにも見にクルアート展」やハートフルで実施する市民交流講座、市と民間事業者が協働で実施した NHK ハート展など、多くの交流イベントを実施しました。

おにクルやダムパークいばきた等の新たなランドマークと既存拠点の相乗効果により、市民活動

団体や障害福祉サービス事業所等の様々な主体による交流機会の創出や協働の促進が図られるよう、引き続き取り組む必要があります。

基本目標２ 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

評価	B	施策、取組の一部に課題はあるものの各取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	障害のある人が地域でいきいきと自立した日常生活を送ることができる地域社会の実現	
評価理由	相談支援については、質及び量の確保に取り組み、一定の成果を上げることができました。一方で、計画相談支援・児童相談支援の利用率が、目標の水準に達しておらず、依然として大阪府内でも低い水準に留まっていることが課題です。 地域での自立した生活への支援については、障害者等のニーズに応じた自立支援給付事業等の適正な給付に取り組むとともに、地域生活支援拠点等の充実、特定相談支援事業者の整備や人材育成、計画相談支援等の利用率の向上などに取り組みました。また、医療的ケア、強度行動障害など特定のニーズに対しても、市の独自事業として対応しました。 保育・教育における支援については、乳幼児健康診査等を通じて、早期に必要な療育に繋がるように取り組むとともに、児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実に努める必要があります。 学校や保育園・学童保育等については、職員に対して様々な研修を行い、インクルージョンの推進を図っており、引き続き取組が必要です。	

施策(1)地域での包括的な相談支援体制の構築

【担当課：障害福祉課】

相談支援体制の構築については、多様な障害に関する相談に対応するため、研修等に積極的に参加し、知識や支援スキル向上に努めるとともに、新規指定を受けた特定相談支援事業者に対する指導・助言を行いました。

また、相談員の負担を軽減し、より効率的な体制を確保するため、市が設置する基幹相談支援センターと主任相談支援専門員の役割を明確化した他、障害者相談支援センターと指定特定相談支援事業者の役割整理を行いました。なお、特定相談支援事業者間においては互助組織が発足し、情報共有や課題の整理に向けた取組を開始しています。

これらの取組が進む一方で、本市の重要課題である計画相談支援の利用率は、増加傾向にはあるものの目標の水準には達しておらず、依然として大阪府内でも低い水準に留まっており、更なる取組が必要です。

今後、利用率を更に向上させるためには、計画相談支援等に従事する相談支援専門員の数を増やす必要があります。本市においては、市町村相談支援事業に従事する相談支援専門員の数がニーズに比して多いと考えられ、それが計画相談支援等に従事する人材が不足する大きな要因となっている

ことから、引き続き各相談支援の機能を整理し最適化を図るとともに、障害者相談支援センターの今後のあり方等について検討を進める必要があります。

次期障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針(以下単に、「国の基本指針」という)においては「のぞまないセルフプラン」の解消が成果目標として設定されるなど、計画相談支援及び児童相談支援を円滑に利用できる相談支援体制を構築することは喫緊の課題となっています。限られた人材をより有効に活用し相談支援の三層構造(計画相談支援及び児童相談支援、障害者相談支援センター、基幹相談支援センター)の役割や機能の整理を進め、相談支援体制の充実、最適化に向け、これまで以上に取組を推進していくことが求められます。

施策(2)地域での自立した生活への支援

【担当課:障害福祉課、発達支援課、福祉指導監査課、居住政策課】

障害者等の地域での自立した生活を支援するため、様々な取組を行いました。

障害福祉サービスの支給決定については、ニーズに応じた適切なサービスの支給決定を行うとともに、令和7年(2025 年)に一部事業を開始した就労選択支援事業について就労継続支援 B 型の利用を希望する方が、本人の意向に沿った適切な意思決定が行えるよう、地域の関係機関と協議を重ね、サービス提供体制を構築しました。

人材育成に関する取組は、移動支援従業者や相談支援専門員等を対象とした研修や事例検討会を実施した他、住まいの確保に向けた取組としては、共同生活援助(グループホーム)整備補助金を交付し整備促進を図りました。なお、共同生活援助(グループホーム)については、定員数が月平均利用者数を上回っており社会基盤の整備は必要水準を一定達成していると評価しています。

地域生活支援拠点等については、事業の趣旨に基づく人材育成のための研修会を開催した他、事業所向けマニュアル等を作成し、所定の手続きを経て登録を行うことで、通常のサービス報酬等に加え、加算等を算定できるよう仕組みを整備しました。協力事業所の登録がありましたが、登録件数は少ないため、今後更なる制度の周知を行い、登録事業者数の増加に努める必要があります。

本市の重要課題である計画相談支援及び児童相談支援の利用率については、独自の補助制度の効果もあり増加傾向にあるものの、依然として大阪府内で低い水準となっており、更なる取組が必要です。

施策(3)精神障害者の地域での支援体制の充実

【担当課:障害福祉課】

精神障害者の支援従事者を対象に、事例検討会や精神障害の理解を深めるための映画上映会を開催するなど、支援体制の強化を図りました。

精神障害者(発達障害・高次脳機能障害・依存症含む)が地域生活を継続するためには、引き続き地域における精神障害への理解促進に取り組む必要があります。福祉・医療・介護・住まい・就労・教育分野の取組みや課題を共有する場が整備されていないことが課題です。

国の基本指針においては、こころのサポーターの育成等、一般市民を対象とした啓発事業に係る成果目標が位置付けられていることから、今後の施策のあり方を検討する必要があります。

施策(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

【担当課：障害福祉課】

令和8年(2026年)4月に施行された高次脳機能障害者支援法について、国が実施する説明会に参加し、関係機関や専門機関との連携や支援の枠組みについて確認した他、基幹相談支援センターの職員が高次脳機能障害や発達障害に関する研修に参加し、知識やスキルの習得に努めるなど、きめ細かい配慮が求められる難病患者や高次脳機能障害、発達障害を含めた障害特性を勘案し、障害福祉サービスを支給決定しました。

引き続き、法の趣旨を踏まえ、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が行えるよう、人材の確保や職員の知識、スキル向上等の取組を継続する必要があります。

施策(5)医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害を有する者に対する支援

【担当課：障害福祉課】

医療的ケアや強度行動障害の状態にある方への支援が求められる事業所や介護人材の不足する事業所のサービス提供基盤を確保するため、新たな補助事業(障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金)を立案した他、障害福祉サービス事業所に大阪府等が実施する研修の周知を行い、専門的な人材の養成を図る機会を提供しました。

引き続き、地域におけるニーズ、事業所における受入状況等の実態を把握し、事業所における専門的な技能を持つ人材の確保・養成、定着に向けた環境づくりに取り組むとともに、必要に応じて、意見申出制度の活用を通じた、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保について検討する必要があります。

施策(6)保育・教育における支援の充実

【担当課：発達支援課、子育て支援課、学童保育課、保育幼稚園総務課】

乳幼児健康診査等を通じて、障害の有無が明確でない段階から保護者の相談に応じる等の支援を行い、親子ひろばやすくすく親子教室などの必要な療育に早期から繋がるよう努めた他、公立の学童保育や保育所において、職員への研修の実施や加配職員配置を行うことで、インクルージョンの推進を図りました。

また、医療的ケア児等への支援体制については、自立支援協議会こども支援部会において、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした意見交換会や研修を通して、事業所や各機関との連携を図りました。

引き続き、医療的ケア児等について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を活用し、幼児期から成人期まで支援が円滑に引き継がれるように、切れ目のない支援体制の構築や療

育体制について、市内2か所の児童発達支援センター(あけぼの学園・藍野療育園)等を中心にその充実に努めます。

施策(7)学校教育・社会教育の充実

【担当課:学校教育推進課 教育センター】

それぞれの学びの場において適切な指導、支援が行われるよう、支援教育の専門性の向上を図るため、様々な研修を行い教職員の資質向上に努めた他、支援学校をはじめとする関係機関と連携を図りました。

また、適切な指導や支援を受けられる環境づくりの推進に向けて、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が行われるよう、各連絡会や研修会で周知するなど、校内の支援体制の充実に努めました。

引き続き、適切な指導や支援を受けられる環境づくり、合理的配慮の提供の推進が必要です。

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

評価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	就労や文化・芸術、スポーツ等の余暇活動を含むあらゆる分野において、障害のある人が社会参加できる地域社会を推進する。	
評価理由	文化・芸術、スポーツに関する様々な取組を行うことができた一方で、就労については、就労継続支援 B 型事業所における工賃が低い水準にあることが課題です。また、文化・芸術、スポーツ活動等を通じた社会参加の状況も十分とは言えず、引き続き関係課と連携し、取組を進める必要があります。	

施策(1)就労でき、働きつづけられる環境の充実

【担当課：障害福祉課、地域福祉課、産業振興課】

企業等へ障害者雇用率制度や各種支援制度、相談窓口等について周知を図った他、障害者雇用支援セミナーを開催するなど、障害者が働きやすい環境づくりに努めました。

また、新たな障害福祉サービスである就労選択支援の施行に際し、事業所向け説明会を行い、基本的な考え方や事務フロー等について周知を行い、制度の趣旨に沿った適切な運用となるよう取り組みました。就労選択支援は、令和9年度(2027 年度)に対象が拡大されるため、引き続き適切な運用体制が確保されるよう取り組む必要があります。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づく取組(以下、「優先調達」という。)については、庁内で実施する「行政の福祉化会議」において、関係各課に優先調達の積極的な活用について周知等を行いました。優先調達額について、近隣自治体と比較して低い水準となっていることが課題です。また、就労継続支援 B 型における平均工賃も全国の自治体と比較して低い水準で推移しており課題となっています。これらの課題については、本市の独自事業である障害者就労促進事業において共同受注窓口、共同販売等の取組を実施してきましたが、効果は限定的であり、今後見直しが必要です。

重度障害者の大学修学に当たっては、大学側が合理的配慮の観点から主体的に支援体制を構築する必要があるなか、その体制整備に課題があります。当該課題への対応策となる「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」については、近隣自治体においても実例が少ないため、大学の実情や意向の把握を行うとともに、「福祉と雇用が連携した重度障害者等就労支援特別事業」の実施との優先順位を考慮して検討する必要があります。

施策(2)文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

【担当課：障害福祉課、文化振興課・スポーツ推進課】

ハートフルが実施する市民交流講座において「スポーツ吹き矢体験講座」や「ダンス講座」等を開催した他、障害者週間の啓発イベントである「おにも見にクルアート展」でのワークショップの開催など、

障害のある人とない人との交流を目的とした様々な講座や交流会等を実施しました。

引き続き、障害者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ分野など、様々な社会参加の機会の創出に努める必要があります。

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

評 価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	障害を理由とする差別の解消や合理的配慮、虐待防止、権利擁護、障害理解教育の各施策を通じて、一人ひとりの権利が尊重される地域社会を推進する。	
評価理由	障害理解・権利擁護等に関する啓発や研修を行う他、障害理解促進事業補助金の交付対象を拡充するなど、障害理解等の促進に努めました。 引き続き、新たな啓発手法の検討を含め、今後も継続して障害理解等の促進に努める必要があります。	

施策(1)人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

【担当課：障害福祉課、人権男女共生課】

障害理解の促進と差別解消に向け、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、ホームページ等への掲載やリーフレット等を作成し配布した他、ヘルプマークを身近な地域で受け取ってもらえるよう、交付場所を拡充するとともに、「障害理解促進事業補助金」の対象者を拡充するなど、様々な取組を行いました。

茨木市障害者差別解消支援協議会においては、各機関の取組報告や意見交換、ヘルプマークの活用、事例検討を通じた対応力向上に向けた取組など、関係機関における活動の活性化に取り組みました。また、事業者の合理的配慮の提供に係る助成金の申請数が減少している状況を踏まえ、地域の障害のある人が事業者から合理的配慮の提供を受けられる環境づくりや取組について協議を行っています。

引き続き、事業者や市民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての認識が深められるように、各主体が互いに連携し啓発を推進していく必要があります。

施策(2)虐待防止対策

【担当課：障害福祉課】

障害福祉サービス指定権者、警察等の関係機関との情報共有、協働により迅速かつ適切に対応しました。また、大阪府主催の研修を受講して、事例検討やグループワークを通じて虐待防止の意識・技術向上を図りました。

引き続き、身体的、心理的、経済的など様々な虐待による障害者等の権利侵害を未然に防ぐ取組や24時間・365日対応している専用ダイヤル・メールフォームを用いた虐待通報受理体制を市民に広く周知するなど、虐待の早期発見に取り組む必要があります。

施策(3)権利擁護の推進

【担当課：障害福祉課、地域福祉課】

障害福祉課内で、国が作成している「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を用いた研修を行い支援技術の向上を図るとともに、意思決定支援の視点を踏まえ就労系サービス事業者を対象に就労選択支援の研修や通知を行った他、障害福祉サービスに係る導入面談等において、障害者が適切に意思決定できるよう必要な社会資源の情報提供に努めました。

また、成年後見制度については支援を必要とされる方へ適切な対応を行い、制度利用の促進を図りました。引き続き、制度の周知と制度につなげる相談機関との連携による取組を進めるほか、改正法の施行にあたりその趣旨を踏まえた対応を行う必要があります。

施策(4)障害理解教育の推進

【担当課：学校教育推進課、地域福祉課(社会福祉協議会)、社会教育振興課、保育幼稚園総務課】

茨木市社会福祉協議会や市内ボランティア団体と連携し、点字・手話・車椅子・アイマスクの体験活動等や、障害当事者から直接話を聞くなど障害理解教育の推進に取り組みました。

また、保護者がこどもの育成に必要な知識と技術についての学習等を通じ、教育力向上を図った他、公民館では人権をテーマとした講習会・講演会を開き、地域住民の学習機会を確保しました。

引き続き、「ともに学び、ともに育つ」教育の環境づくりを行うため、引き続き様々な学習の機会を確認する必要があります。

基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

評価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に推移しています。
めざす姿	障害者がICTを活用しながら情報を取得・活用でき、障害のない人との情報格差(デジタルデバイド)が拡大しないようにすること、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン等を推進すること、災害時における安全確保、避難及び生活の復旧に向けた支援体制を構築する。	
評価理由	情報の利活用については、環境整備や人材育成を行うとともに、民間企業と連携しスマホ講座等を開催しました。 バリアフリー化の推進については、関係機関と情報を共有し、事業の進捗状況を確認しました。 防災関連施策については、個別避難計画や一般避難所・福祉避難所に関する取組を進めました。 施策は、おおむね順調に推移していますが、引き続き地域や関係機関と連携を図り、取組を進める必要があります。	

施策(1)情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

【担当課:障害福祉課、中央図書館、まち魅力発信課、デジタル戦略課、文化振興課】

情報格差(デジタルデバイド)の解消に向け、ICTの活用やオンライン手続の促進を図るとともに、高齢者・障害者向けのスマホ講座を実施した他、図書館において情報に関するバリアフリー化、多様なコミュニケーション支援、情報提供の充実を進め、誰もが情報を享受できる共生社会の実現に取り組みました。

引き続き、情報格差(デジタルデバイド)の解消に向け、ICTの活用やオンライン手続の更なる推進、スマホ相談等の継続的な支援を実施し、障害者がICTを活用しながら情報を活用できる環境整備に取り組む必要があります。

施策(2)安全・安心に暮らせるまちづくり

【担当課:交通政策課】

茨木市バリアフリー基本構想協議会を開催し、施設整備と心のバリアフリーについて進捗状況を確認・評価しました。

より質の高い取組へつなげるため、引き続き、施設のバリアフリー化、市民の心のバリアフリー化等を推進していく必要があります。

施策(3)防災の推進

【担当課：障害福祉課、発達支援課、人権・男女共生課、地域福祉課、危機管理課、地域コミュニティ課】

個別避難計画の作成に関する意向調査において作成を希望された方のうち、水害発生時の浸水の深さが3m以上の地域にお住まいの方について、計画作成に着手し、約500件の計画を作成しました。

指定福祉避難所における支援体制については、全庁的な検討体制を整備し、災害時要配慮者に対する支援体制について検討してきました。指定一般避難所における福祉避難コーナーの整備の他、茨木市男女共生センターローズワムを、医療的ケアを必要とし電源の確保が必要な方に対応する一次避難所として整備するよう取組を進めました。

この他、二次避難所であるかしの木園、ともしび園、ハートフル、あけぼの学園においても、対象の特性に応じた対応ができるよう環境の整備を進めています。

また、協定による福祉避難施設等については、協定等による福祉避難所として再定義し、災害救助法に基づく福祉避難所として、発災時に機能的に災害時要配慮者の支援を行う体制整備に取り組んでいます。

災害時における要配慮者への支援については、更なる体制整備に向け、引き続き取り組む必要があります。

基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

評価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
目指す姿	障害者制度(障害福祉サービス等の福祉制度、市が運営する障害者施設など)を適正に運営することや、障害福祉サービス等事業者への指導監督や支援によりコンプライアンスやサービスの質の向上等を図ることにより、障害者の地域生活を持続可能にする。	
評価理由	持続可能なサービス提供体制の構築に向け、自立支援給付事業については、地域のニーズを踏まえ、研修や集団指導等を通して障害福祉サービス事業所の運営の適正化及び人材の育成を行うとともに、基準違反や不正請求など、著しく不適正な運営を行う事業者に対しては、厳正に行政処分等を行いました。また、地域生活支援事業においては、社会情勢の変化を踏まえ、必要な報酬改定を行いました。 指定管理者制度を導入している市立障害者施設については、地域の実情に応じた実施事業の転換や充実を図り、各施設が持つ機能を最大限活用できるよう取り組むとともに、社会情勢や地域のサービス提供基盤の変化を踏まえ、施設の今後の方向性を検討しました。 国も、「障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっています。」と言及しており、また国の基本指針では、いわゆる総量規制や意見申出制の積極的な活用を求めるなど、制度の適正運営に向けた課題は山積しており、今後より積極的な対応・検討が求められています。	

施策(1)障害者制度の適正運営

【担当課:障害福祉課、福祉指導監査課】

自立支援給付事業については、新たな障害福祉サービスである就労選択支援事業を開始した一方で、就労継続支援B型事業所が市内に充足しつつあり、平均工賃の伸び悩みの要因となっていることが懸念され、また、事業所のサービスの質の確保等が課題となっています。

共同生活援助(グループホーム)については、事業所数は増加しているものの、障害福祉サービスの実績や経験が少ないなど支援の質の低下が懸念される他、強度行動障害の状態にある方や身体障害と他の障害の重複等がある方など、障害の状態によっては入居先が見つかりにくいなどの課題があります。

とりわけ就労継続支援B型を始めとする就労系サービスにおいては、利用者の増加を上回る事業

者の増加があり、近隣市において大型の不正受給案件が明らかになるなど不適正な運営を行う事業者が存在する他、在宅支援のあり方や、障害者の訓練や生産活動とは趣旨の異なる活動、不適切な利用者の誘因が行われる事例が指摘されるなど、給付費増大の要因となりかつ障害者への適切なサービスの提供の観点から懸念すべき状況が生じているのが課題です。

障害福祉サービスを将来にわたり持続可能なものとするため、充足しているサービスや、障害者等の利用に当たって特定の課題を有しているサービスについては、いわゆる総量規制や意見申出制度の活用も視野に入れ、適切なサービス提供基盤の確保について検討する必要があります。

地域生活支援事業については、社会情勢の変化を踏まえ、日帰りショートステイの報酬改定を行った他、移動支援事業について、事業者の事務負担軽減の観点から報酬体系を簡素化するよう調整・検討しました。

一方、地域活動支援センターについては、Ⅲ型が令和7年度(2025 年度)末において事業所を廃止し、Ⅰ型については令和9年度(2027 年度)末での撤退が決まっており、また、ハートフルで実施しているⅡ型については、利用者が減少傾向にあることなど、日中活動系サービスの利用が困難な障害者が通所できるサービス提供体制に大きな変化が生じており、Ⅰ型については事業所確保に向けた検討を、Ⅱ型・Ⅲ型については再編に向けた検討が必要です。

施策(2)持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

【担当課：障害福祉課、福祉指導監査課】

監督庁においては、障害福祉サービス事業者への集団指導及び運営指導を実施し、運営基準等の周知及びコンプライアンスやサービスの質の向上に向けた支援を行っています。

一方で、近年、虐待等の不適切な利用者対応、重大な基準違反、不正な報酬請求等への対応が増加しており、それらの事案への対応やそれらの事案に端を発する監査、また不正が発覚した場合の行政処分等に多大な時間、労力を要するため、運営指導等の事業者支援への対応が難しい状況が生じているのが課題です。

これらの課題は全国的にも課題として認識されており、国においても就労系サービスの指定に係るガイドラインが制定された他、行政処分に係る基準が新たに定められるなど、監督庁による指導監督の強化に係る要請が高まっており、これらの環境の変化への対応も今後必要となります。

事業者への支援としては、開設して間もない相談支援事業所を訪問し、困りごとなどに対する助言等を行うことでバーニアウトを防ぐなど人材定着に向けた取組を実施しました。また、大阪府の相談支援専門員のインターバル(課題実習)の受け入れを行い、サービス等利用計画案の指導・助言を行い、計画相談の質の向上を図りました。この他先述の研修に係る補助金制度を創設し、事業者におけるサービスの質の向上や人材確保、定着に向けた支援に取り組んでいます。

障害福祉サービス等事業者においては、人件費の高騰の他複数の要因により、人材の確保、定着の課題が深刻化しており、持続可能なサービス提供基盤を確保・維持するため、引き続き、障害福祉サービス事業者等への指導・助言、人材の確保・定着に向けた取組を推進していく必要があります。

施策(3)市立障害者施設のあり方の検討

【担当課：障害福祉課、政策企画課】



専門部会での検討を踏まえ記載します。

3 障害福祉計画(第7期)の取組状況と評価

(1)成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【ア 地域生活移行者数の成果と評価】【担当 障害福祉課】

【イ 施設入所者の削減数の成果と評価】【担当 障害福祉課】

施設入所者の地域移行については、令和7年度(2025年度)末までの地域移行者数は6人となっており、目標値8人に対して、75%の達成率となっています。地域における受け皿としてのサービス等の資源整備、入所者本人や家族に対しての動機付けなどの課題があります。

■地域生活移行者数の目標値と実績

令和4年度 (2022年度)末 施設入所者数	第7期計画 地域移行者数 目標値 A	令和7年度 (2025年度)末まで の地域移行者数 B	B-A	達成率 B/A
129人	8人	6人	▲2人	75.0%
	移行率6%以上	移行率 5%		

■施設入所者の削減数の目標値と実績

令和4年度 (2022年度)末 施設入所者数 A	第7期計画 施設入所者の 削減数の目標値 B	令和7年度 (2025年度)末 施設入所者数 C	削減数 A-C=D	達成率 D/B
129人	削減数3人 削減率1.7%以上	132人	削減数 ▲3人	▲100%
	施設入所者数126人		削減率 ▲2%	

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神病床における1年以上の長期入院患者数の成果と評価】【担当 障害福祉課】

精神病床における1年以上の長期入院患者数については、令和8年度(2026年度)6月末の目標値315人に対して、令和7年度(2025年度)6月末時点は298人となっており目標を達成しています。

今後も引き続き目標が達成できるよう、自立支援協議会(地域移行・地域定着部会)等の取組を通じ、医療機関や大阪府、保健所などと連携を図りながら長期入院者の地域移行を推進します。

■精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値と実績

第7期計画 令和8年(2026年)6月末時点 精神病床における1年以上の長期入院患者 数の目標値	令和7年(2025年)6月末 精神病床における1年以上の長期入院患者 数
315人	298人

③地域生活支援の充実

【ア 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する成果と評価】【担当 障害福祉課】

本事業に協力する障害福祉サービス事業者について、所定の手続きを経て登録を行うことで、通常サービス報酬に加え、加算等を算定できるよう仕組みを整備し、本事業の実効性を高める取組を行いましたが、事業者の登録数が少ないことが課題です。登録事業者との連携のもと、個別の事案から地域の実情の把握を行い、社会資源の改善、開発の取組へ繋げるとともに、登録事業者の増加に取り組む必要があります。

■地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値と実績

第7期計画 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する 目標値	令和7年度(2025年度)末 地域生活支援拠点等の機能の充実
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を、それぞれ年1回以上実施し、茨木市障害者地域自立支援協議会に報告する。	年3回、検証・検討を実施し、自立支援協議会へ報告を行った。

【イ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実に関する成果と評価】【担当 障害福祉課】

強度行動障害の状態にある方に関する支援ニーズについては、障害福祉サービスの導入面談時等に把握しています。令和8年度(2026年度)には、別途、強度行動障害の状態にある方へのニーズ調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報を提供することを予定しています。

■強度行動障害を有する者に対する支援体制の目標値と実績

第7期計画 強度行動障害を有する者に対する支援体制 に関する目標値	令和7年度(2025年度)末 強度行動障害を有する者に対する支援体制
・強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報提供する。	未達成
・調査結果を総合保健福祉審議会障害者施策推進分科会及び茨木市障害者地域自立支援協議会にそれぞれ報告する。	未達成

④福祉施設から一般就労への移行等

【ア 福祉施設から一般就労への移行の成果と評価】【担当 障害福祉課】

●●●●

■福祉施設から一般就労への移行の目標値と実績

令和3年度(2021年度) 一般就労への移行者数	第7期計画 一般就労への移行者数 目標値		令和7年度(2025年度)中 一般就労への移行者数	
全体 59人 ※自立訓練1人含む 就労移行支援 43人 就労継続支援A型 10人 就労継続支援B型 5人	全体 77人 就労移行支援 57人 就労継続支援A型 13人 就労継続支援B型 7人	令和3年度(2021年度)対比 全体1.28倍以上 就労移行支援 1.31倍以上 就労継続支援A型 1.29倍以上 就労継続支援B型 1.28倍以上	全体 ●人 自立訓練 ●人含む 就労移行支援 ●人 就労継続支援A型 ●人 就労継続支援B型 ●人	●% ●% ●% ●%

■就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標値と実績

第7期計画 就労移行支援事業所の一般就労への移行に 関する目標値	令和7年度(2025年度)末 就労移行支援事業所の一般就労への 移行
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が6割以上	未集計

【イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の成果と評価】

【担当 障害福祉課】

令和7年度(2025年度)末の就労定着支援事業の利用者数は、61人となっており、令和8年度(2026年度)末の目標値と比較して91%の達成率となっています。

就労移行支援事業所以外の就労系サービス事業者(就労継続支援)において、就労定着支援事業の指定を併せて受けている事業所が少ないことから、これらの事業所から就職した障害者が就労定着支援事業に繋がりにくいことが要因の一つです。

また、一定の就労準備性があると考えられる障害者が就労継続支援に誘引されたり利

用を希望したりすることにより、就労移行支援の利用者数が増加から横ばいに転じており、結果として就労定着支援を利用する障害者数が伸び悩んでいることが要因と考えられます。一定の就労準備性を備え一般就労を希望する障害者を、円滑に就労移行支援に繋げられる仕組み作りが課題です。

■就労定着支援事業の利用者数の目標値と実績

令和3年度(2021年度)末 就労定着支援事業の利用者数	第7期計画 就労定着支援事業の利用者数 目標値 A	令和7年度(2025年度)末 就労定着支援事業の利用者数 B	B-A	達成率 B/A
47人	67人 1.41倍以上	61人 1.30倍	▲6人	91.0%

■就労定着率の目標値と実績

第7期計画 就労定着率の目標値	令和7年度(2025年度) 就労定着率
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上	未集計

■就労支援のネットワーク強化の目標値と実績

第7期計画 就労支援のネットワーク強化の目標値	令和7年度(2025年度) 就労支援のネットワーク強化
茨木市障害者地域自立支援協議会「就労支援部会」及び茨木市立障害者就労支援センターかしの木園それぞれにおいて、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの助言や協力を得て、障害の理解又は障害者の就労及び定着に資する複数企業との関係づくり又は連携強化の取組を年1回以上実施する。	1回実施

【ウ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の成果と評価】

【担当 障害福祉課】



■就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標値と実績

第7期計画 就労継続支援B型事業所における 工賃の平均額 目標値 A	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	過去3か年 平均月額	達成率 B/A
13,681円	17,049円	19,919円	●円	●円	●円

⑤相談支援体制の充実・強化等

【相談支援体制の充実・強化等の成果と評価】【担当 障害福祉課】

事例検討会については、自立支援協議会の相談支援部会で3回、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)で2回(事例検討会1回、パネルディスカッション1回)開催し、相談支援専門員からは前向きな評価が増えています。一方で、自立支援協議会の取組の中心となる、事例検討から地域課題を抽出し解決するための取組みを整備するには至っていない状況にあることが課題です。

相談支援専門員のスキルアップを図るための研修については、初任者を対象とした相談支援に関する内容を実施しました。また、相談支援専門員と地域の支援者向けに、精神障害者とその家族を題材にしたドキュメンタリー映画の上映会を開催しました。

引き続き個別事例の検討を通じた地域課題の抽出の仕組みづくりや、人材育成を行い地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制の確保を図ります。

■相談支援体制の充実・強化等の目標値と実績

第7期計画 相談支援体制の充実・強化等の取組の 目標値	令和7年度(2025年度)末 相談支援体制の充実・強化等の 取組
・市内の相談支援事業所を対象とした事例検討会を年1回以上実施する。	5回実施
・市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を年1回以上実施する。	4回実施
・茨木市障害者地域自立支援協議会の各部会、各プロジェクトチームにおいて、地域サービス基盤の開発・改善等に関する活動の成果等を令和8年度(2026年度)までに1回以上報告する。	1回報告

⑥計画相談支援体制の充実

【計画相談支援体制の充実に関する成果と評価】【担当 障害福祉課】

計画相談支援の利用率及び相談支援専門員の常勤換算数は、本市独自の補助制度の効果もあり、利用率は令和5年度(2023年度)から7年度(2025年度)にかけて36.6%から44.1%へ、常勤換算数は令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)にかけて20人から31人と順調に増加しておりますが、依然として大阪府内では低い水準に位置しています。令和11年度(2029年度)末までの目標である利用率60%、常勤換算数41人を達成するため、引き続き、相談支援体制の充実、最適化に向けた取組を進めます。

また、国の基本指針等により、次期計画では「のぞまないセルフプランの解消」が成果目標に掲げられているため、実態の把握と対応が課題です。

■計画相談支援体制の充実に関する目標値と実績

第7期計画 計画相談支援体制の充実に関する目標値		令和7年度(2025年度)末 計画相談支援体制の充実	
計画相談支援の利用率	計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数	計画相談支援の利用率	計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数
50%	31人	44.1%	31.3人

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の成果と評価】

【担当 障害福祉課】

障害福祉サービス等に係る審査支払について、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目を共有し修正を促しました。また、指導監査に係る情報の共有体制については、北摂七市三町障害福祉担当課長会議で、各市における事業所に対する実地指導(運営指導)の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

引続きこれらの取組を継続する必要があります。

成果目標の達成状況について、実地指導(運営指導)の件数が目標に達していないのは、事業者への支援を主眼とした「運営指導」ではなく、虐待等の不適切な利用者対応、重大な基準違反、不正な報酬請求など、行政処分等、厳正な対応の要否を調査する「監査」で対応すべき案件の増加、またそれに伴う対応の長期化によるものです。

近年、当該対応や厳正な行政処分等に多大な時間、労力を要するため、運営指導等の事業者支援への注力が難しい状況が生じているのが課題です。

国においても就労系サービスの指定に係るガイドラインが制定された他、行政処分に係る基準が定められるなど、監督庁による指導監督の強化に係る要請が高まっており、これらの環境の変化への対応も今後必要となります。

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値と実績

第7期計画 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組の目標値	令和7年度(2025年度)末 障害福祉サービス等の質を向上させるた めの取組
ア 障害福祉サービス事業所等への実地指導 を年120件以上実施する。	70件実施
イ 障害福祉サービス事業所等への集団指導 を年1回実施する。	1回実施
ウ 障害福祉サービス事業者を対象とし、障害 者計画又は障害福祉計画に記載した課題(意 思決定支援、虐待防止、医療的ケア、強度行 動障害者への支援等障害者の地域生活の持 続可能性又は利用者によるハラスメント防止、 事務効率化等サービス提供体制の持続可能 性の確保・向上に資するもの)を主題とした研 修について、市、ハートフル、茨木市障害者地 域自立支援協議会のいずれかを主体として年 1回以上実施する。	地域生活支援拠点等事業についての研修 を実施。
エ 障害福祉サービス事業者又はそのグルー プにおいて、ウに掲げる内容の研修が行われ るように促し、その実施状況を把握する。	達成 障害福祉センターハートフルにて、地域生 活支援拠点等研修会を開催し、拠点等の 登録により、各事業所が取得できる加算内 容について福祉指導監査課と共同し説明 を実施。

(2)活動指標

①自立支援給付

ア 訪問系サービス

【評価】【担当 障害福祉課】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用者数及び月平均利用時間の実績は、同水準又は微減で推移しています。一方、行動援護の利用者数及び月平均利用時間の実績は見込みを大きく上回っています。今後も、障害者の重度化あるいは障害者の家族の高年齢化により、行動援護の利用は引き続き増加していくことが想定されます。

訪問系事業については、地域、曜日、時間帯等によっては人材不足等により利用しにくいという声があり、今後、利用実績への影響が懸念されます。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
居 宅 介 護	月 平 均 利 用 者 数【人 / 月】	身体障害者	183	174	95%	194	175	90%	204	177	87%
		知的障害者	99	109	110%	114	112	98%	119	116	97%
		精神障害者	231	245	106%	265	241	91%	278	251	90%
		障害児	26	27	104%	32	22	69%	34	19	56%
		合 計	539	555	103%	605	550	91%	635	563	89%
	月 平 均 利 用 時 間総数 【人時間 /月】	身体障害者	5,690	5,721	101%	7,328	5,608	77%	8,061	5,708	71%
		知的障害者	1,067	1,177	110%	1,140	1,261	111%	1,197	1,474	123%
		精神障害者	2,886	2,840	98%	3,241	2,817	87%	3,403	2,679	79%
		障害児	363	355	98%	440	328	75%	462	293	63%
		合 計	10,006	10,093	101%	12,149	10,014	82%	13,123	10,154	77%
重 度 訪 問 介 護	月 平 均 利 用 者 数【人 / 月】	身体障害者	26	22	85%	21	22	105%	22	19	86%
		知的障害者	6	2	33%	3	3	100%	3	2	67%
		精神障害者	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		合 計	33	24	73%	25	25	100%	26	21	81%
	月 平 均 利 用 時 間総数 【人時間 /月】	身体障害者	9,445	7,523	80%	7,814	7,307	94%	7,892	5,803	74%
		知的障害者	1,637	1,004	61%	996	1,075	108%	996	688	69%
		精神障害者	75	0	0%	68	0	0%	72	0	0%
		合 計	11,157	8,527	76%	8,878	8,382	94%	8,960	6,491	72%
同 行 援 護	月 平 均 利 用 者 数【人 / 月】	身体障害者	73	71	97%	68	68	100%	69	70	101%
		障害児	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		合 計	74	71	96%	69	68	99%	70	70	100%
	月 平 均 利 用 時 間総数 【人時間 /月】	身体障害者	1,889	1,816	96%	1,802	1,723	96%	1,830	1,716	94%
		障害児	24	0	0%	33	0	0%	35	0	0%
行 動 援 護	月 平 均 利 用 者 数【人 / 月】	身体障害者	1,913	1,816	95%	1,835	1,723	94%	1,865	1,716	92%
		知的障害者	3	4	133%	3	6	200%	3	10	333%
		精神障害者	0	1	-	1	1	100%	1	2	200%
		障害児	0	0	-	0	0	-	0	0	0%
	月 平 均 利 用 時 間総数 【人時間 /月】	合 計	3	5	167%	4	7	175%	4	12	300%
		知的障害者	128	140	109%	143	166	166%	150	305	203%
		精神障害者	0	37	-	31	38	123%	31	56	181%
		障害児	0	0	-	0	0	-	0	0	0%
		合 計	128	177	138%	174	204	117%	181	361	199%

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
重度障害者等 包括支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		知的障害者	1	0	0%	0	0	-	0	0	-
		精神障害者	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		障害児	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		合 計	1	0	0%	0	0	-	0	0	-
	月平均利用時間総数【人時間/月】	身体障害者	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		知的障害者	75	0	0%	0	0	-	0	0	-
		精神障害者	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		障害児	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		合 計	75	0	0%	0	0	-	0	0	-

イ 短期入所

【評価】【担当 障害福祉課】

短期入所は、当初設定した見込量に比べて実績が低い傾向にありますが、月平均利用者数は同水準、月平均日数(泊数)の総数は増加しています。地域生活支援拠点等の機能を充実することにより、今後もサービス利用の増加が見込まれます。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
短期入所	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	52	39	75%	43	41	95%	45	42	93%
		知的障害者	153	120	78%	117	117	100%	123	111	90%
		精神障害者	7	7	100%	7	6	86%	7	4	57%
		障害児	44	32	73%	36	38	106%	38	43	113%
		合 計	256	198	77%	203	202	99%	213	200	94%
	月平均利用日数(泊数)総数【人日/月】	身体障害者	257	207	81%	234	211	90%	245	225	92%
		知的障害者	717	532	74%	528	533	101%	555	518	93%
		精神障害者	24	46	192%	30	29	97%	31	29	94%
		障害児	185	106	57%	127	129	102%	133	154	116%
		合 計	1,183	891	75%	919	902	98%	964	926	96%

ウ 日中活動系サービス

【評価】【担当 障害福祉課】

各サービスとも、概ね見込量を上回る実績となっています。中でも就労継続支援B型の増加率が最も高く、定員数に23日(就労継続支援B型の標準支給量)を乗じた値が月平均利用日数の総数を大きく上回っている状況であり、新規事業者の参入についての検討や、サービスの質の確保などが課題となっています。

就労系サービスについては、本来、相談支援やサービスの申請・決定の過程で障害者の意向、心身の状況等を踏まえ、適切なサービスが選択されるべきですが、インターネット

ト情報や制度について正確ではない情報を掲載した広告が氾濫しており、相談支援事業者への相談や、サービスの申請・支給決定の前から事業者による誘引を受けて、障害者が事前に個別事業者を見学、体験することが増えています。これにより障害者がサービスに対し先入観をもち、偏った情報を説明されることによって、利用者の意思決定が阻害され、結果障害者が自分に合った適切なサービスを選択することを阻害されているケースが多いことが課題になっています。

提供されるサービスの質についても、国は、生産活動と称してeスポーツや植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当する活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されていることや、安易な在宅支援が課題になっていることを課題として挙げています。

就労及び就労系サービスの利用に当たっての障害者の意思決定の支援として、令和7年(2025年)10月から就労選択支援の制度が開始されており、月平均利用者数の実績は2件となっています。市内においては就労選択支援事業者の数は充足されていると考えられ、円滑に利用できる環境は整えていますが、「就労継続支援B型を使うための関門」「事業者が自法人の事業所に利用者を誘導する仕組み」と受け取られていることがあり、利用者や関係機関に本事業の趣旨が十分伝わっていないことが課題です。

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、令和9年度(2027年度)の全面施行を控え、引き続き関係機関と連携しサービス提供体制の整備や、相談支援事業者や就労系サービス事業者、就労支援機関等への本事業の趣旨の周知などに取り組む必要があります。

生活介護においては、サービス提供を15時ないし16時に終了する事業者が多く、重度障害者の夕刻から夜間の支援体制の不足により、障害児から障害者の年齢になった重度障害者の家族の就労継続の阻害要因であるいわゆる「18歳の壁」になっているという指摘があります。夕方、夜間の介護は高齢化した重度障害者についても課題になっており、居宅介護、移動支援、日帰りショートステイなど他の社会資源の不足にも影響しているものと考えられます。現在市内においては長時間の生活介護を提供している事業者は市立施設のともしび園のみとなっており、令和6年度(2024年度)の国の報酬改定により改善された長時間介護体制の活用が進んでいないことが課題です。

【計画の実施状況】

サービス 種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
生活 介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	140	141	101%	147	145	99%	151	141	93%
		知的障害者	455	430	95%	434	439	101%	440	443	101%
		精神障害者	41	46	112%	50	42	84%	52	40	77%
		合 計	636	617	97%	631	626	99%	643	624	97%

サービス 種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
	月平均利用 日数総数 【人日/月】	身体障害者	2,422	2,398	99%	2,495	2,499	100%	2,568	2,429	95%
		知的障害者	8,080	8,305	103%	8,447	8,523	101%	8,599	8,570	99%
		精神障害者	458	564	123%	668	504	75%	735	514	70%
		合 計	10,960	11,267	103%	11,610	11,526	99%	11,902	11,513	97%
	定員数【人】		-	-	-	926	829	90%	972	829	85%
自 立 訓練 (機 能 訓 練)	月平均利用 者数 【人/月】	身体障害者	5	4	80%	5	4	80%	5	4	80%
	月平均利用 日数総数 【人日/月】	身体障害者	60	76	127%	51	49	96%	53	55	104%
	定員数【人】		-	-	-	0	0	-	0	0	-
自 立 訓練 (生 活 訓 練)	月平均利用 者数 【人/月】	知的障害者	17	17	100%	19	19	100%	21	19	90%
		精神障害者	10	8	80%	6	10	167%	6	15	250%
		合 計	27	25	93%	25	29	116%	27	34	126%
	月平均利用 日数総数 【人日/月】	知的障害者	267	280	105%	321	354	110%	353	357	101%
		精神障害者	130	112	86%	54	113	209%	55	169	307%
		合 計	397	392	99%	375	467	125%	408	526	129%
	定員数【人】		-	-	-	18	20	111%	19	20	105%
就 労 選 択 支援	月平均利用者数【人/月】		-	-	-	-	-	-	139	2	1%
就 労 移 行 支援	月平均利用 者数 【人/月】	身体障害者	10	6	60%	7	7	100%	7	12	171%
		知的障害者	23	17	74%	25	17	68%	27	13	48%
		精神障害者	79	67	85%	88	69	78%	93	79	85%
		合 計	112	90	80%	120	93	78%	127	104	82%
	月平均利用 日数総数 【人日/月】	身体障害者	178	103	58%	126	145	115%	132	199	151%
		知的障害者	381	287	75%	410	291	71%	428	235	55%
		精神障害者	1,346	1,138	85%	1,474	1,101	75%	1,548	1,274	82%
		合 計				2,010	1,537	76%	2,108	1,708	81%
	定員数【人】					105	92	88%	110	79	72%
就 労 継 続 支 援 (A 型)	月平均利用 者数 【人/月】	身体障害者	30	28	93%	33	28	85%	35	32	91%
		知的障害者	46	64	139%	69	71	103%	76	76	100%
		精神障害者	86	104	121%	99	120	121%	104	122	117%
		合 計				201	219	109%	215	230	107%
	月平均利用 日数総数 【人日/月】	身体障害者	491	523	107%	680	515	76%	748	579	77%
		知的障害者	840	1,229	146%	1,268	1,321	104%	1,395	1,452	104%
		精神障害者	1,498	1,793	120%	1,732	2,010	116%	1,819	2,053	113%
		合 計				3,680	3,846	105%	3,962	4,084	103%
	定員数【人】					260	225	87%	286	225	79%
就 労 継 続 支 援 (B 型)	月平均利用 者数 【人/月】	身体障害者	55	77	140%	86	80	93%	95	88	93%
		知的障害者	287	291	101%	303	302	99%	317	321	101%
		精神障害者	148	199	134%	189	220	116%	208	271	130%
		合 計				578	602	104%	620	680	110%
	月平均利用 日数総数 【人日/月】	身体障害者	859	1,291	150%	1,410	1,358	96%	1,551	1,467	95%
		知的障害者	5,047	5,270	104%	5,380	5,470	102%	5,598	5,829	104%
		精神障害者	1,856	2,759	149%	2,571	3,109	121%	2,828	3,864	137%
		合 計				9,361	9,937	106%	9,977	11,160	112%
	定員数【人】					875	657	75%	1,007	737	73%
就 労 定 着 支援	月平均利用者数【人/月】		-	-	-	57	65	114%	59	44	75%
	市内指定事業所数 【箇所】		-	-	-	6	5	83%	7	5	71%

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
療養介護	月平均利用者数【人/月】		21	24	114%	25	25	100%	27	25	93%

エ 居住系サービス

【評価】【担当 障害福祉課】

施設入所支援の平均利用者数は減少傾向となっておりますが、共同生活援助（グループホーム）の平均利用者数は増加を続けており見込量を上回る実績となっております。共同生活援助（グループホーム）は定員数が月平均利用者数を上回っており社会基盤の整備は一定程度、必要水準を達成しているといえます。一方で、強度行動障害の状態にある方や身体障害と他の障害の重複等の障害特性や障害の程度によっては入居先が見つかりにくいといった課題があると考えられます。

また、市内においても施設虐待の通報事案や事故も発生しており、サービスの質の確保も課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自立生活援助	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	-	0	0	-	0	0	0%
		知的障害者	5	0	0%	0	0	-	0	0	0%
		精神障害者	0	0	-	0	0	-	0	1	-
		合 計	5	0	0%	0	0	-	0	0	0%
	定員数【人】		-	-	-	0	0	-	0	0	-
共同生活援助（グループホーム）	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	10	19	190%	18	24	133%	20	24	120%
		知的障害者	257	283	110%	288	297	103%	302	306	101%
		精神障害者	52	68	131%	68	87	128%	75	99	132%
		合 計	319	370	116%	374	408	109%	397	429	108%
	定員数【人】		-	-	-	439	413	94%	483	434	90%
施設入所支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	31	33	106%	32	32	100%	32	31	97%
		知的障害者	91	91	100%	99	94	95%	100	90	90%
		精神障害者	3	3	100%	4	2	50%	5	1	20%
		合 計	125	127	102%	135	128	95%	137	122	89%

オ 地域生活支援拠点等

【評価】【担当 障害福祉課】

地域生活支援拠点等のコーディネーターについては、障害福祉サービス等の加算対象及び国の実施要綱に基づく配置は行っておりませんが、障害者基幹相談支援センターの職員がコーディネーターの役割を担っています。

検証及び検討の場として自立支援協議会内に設置していた「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」は、令和7年度（2025年度）末をもって廃止し、その機能を自立支援

協議会定例会に移管しています。

令和8年度(2026年度)中に地域生活支援拠点等についての評価と併せて、機能強化に向けて取り組みを推進します。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数 【各年度末】	-	-	-	1	1	100%	1	1	100%
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数 【各年度末】	-	-	-	5	0	0%	5	0	0%
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数 【回/年】	-	-	-	2	3	150%	2	3	150%

カ 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

【評価】【担当 障害福祉課】

計画相談の令和7年度(2025年度)の利用人数は実績が見込量を大きく上回っています。また、支給決定障害者の計画相談利用率は、令和5年度(2023年度)末時点の36.6%から令和6年度(2024年度)末時点で40.4%、令和7年度(2025年度)末時点で44.1%と着実に進捗したものの、目標には達しない見込みです。相談支援専門員増加の取組は継続する必要があるものの直近の三年間ほどの増員を見込むのは難しく、それのみでは目標の達成は困難であり、限られた人的資源で国の基本指針等に示す新たな成果目標である「のぞまないセルフプランの解消」の達成も困難と見込まれることが課題です。

引き続き個別の障害者ケアマネジメントを必要とされる方が相談支援専門員による必要な支援が受けられるよう、計画相談支援の普及に向け更なる利用人数の増加をめざすとともに、更なる相談支援体制の見直しに取り組む必要があります。

地域移行支援については、令和6年度(2024年度)に2件、令和7年度(2025年度)に1件の実績がありました。引き続き施設入所者、精神科病院に入院している方及び支援者に対し制度の周知・案内を適切に行う必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
計画相談支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	176	186	106%	190	200	105%	199	225	113%
		知的障害者	366	461	126%	462	529	115%	485	555	114%
		精神障害者	220	247	112%	236	345	146%	246	428	174%
		障害児	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
		合 計	764	894	117%	890	1,074	121%	932	1,208	130%
地域移行支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	3	0	0%	0	0	0%	0	1	-
		知的障害者	3	1	33%	0	1	-	0	0	-
		精神障害者	1	0	0%	0	1	-	0	0	-
		合 計	7	1	14%	0	2	-	0	1	-
地域定着支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		知的障害者	1	0	0%	0	0	-	0	0	-
		精神障害者	5	0	0%	0	0	-	0	0	-
		合 計	6	0	0%	0	0	-	0	0	-

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【評価】【担当 障害福祉課】

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会(精神科病院チーム)」を協議の場として位置付けており、各項目とも見込量を上回っています。

市内精神科病院医師を講師に招いた事例検討会を1回実施し、支援者のスキルアップや、医療・保健・福祉の関係機関による意見交換を行うことで連携強化等を図ることができました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する介護、住まい、就労、教育分野の取組みや課題を共有する場が整備されていないこと、また、国の基本指針においては、「こころのサポーター」養成など、健康分野における一般市民を対象にした取組を行うことが求められており、体制の構築が課題です。

引き続き、関係機関と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について取組を推進します。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数【回/年】	6	7	117%	3	5	167%	3	5	167%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数【人/年】	36	83	231%	30	63	210%	30	66	220%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間目標設定及び評価の実施回数【回/年】	6	7	117%	3	5	167%	3	5	167%

④相談支援体制の充実・強化

【評価】【担当 障害福祉課】

相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言については、新規開設した相談支援事業所のみを対象としたため、実績が見込み量を下回っています。相談支援専門員のバーンアウト(燃え尽き症候群)などによる離職を防ぎ、本市で相談支援業務が継続できるよう、引き続き訪問等を実施します。

地域の相談機関との連携強化の取組については、地区保健福祉センターとの連携について、関係者の負担軽減の観点から効率化等を図った結果、実績が見込み量を下回りました。障害分野のみならず、他分野との連携は非常に重要ですが、一方で重複するメンバーによる多くの会議等が個別の相談支援や課題解決のための活動等の業務時間を圧迫するなど、依然として関係者の負担となっている状況が見受けられるため、より効率的かつ効果的で、持続可能なネットワーク体制へと再編することが課題です。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援については、前年度からの研修の継続として、初任者を対象とし、知識の習得だけではなく、初任者という同じ立場の相談員同士が悩みを共有し横の繋がりを持てる場を提供しました。

事例検討については、相談支援部会で3回、地域移行・地域定着部会で1回実施し、うち相談支援部会での1回は個別事例の支援内容の検証も兼ねた内容で実施しました。

持続可能な相談支援体制に向けた効率化と効果性を高めるに当たり、障害者相談支援センターの役割について確認・整理するとともに、相談支援事業者への訪問や基幹相談支援センターが実施する研修などを通じた専門的な指導・助言、人材育成の支援の手法が課題です。

また、地域全体において限られた担い手で、近年増加している複合的な課題等にも対応するため、重層的支援体制整備事業の実施に伴う地域の相談機関との連携や役割分担の明確化、業務の効率性と効果性を高める取組のあり方が課題です。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数【件/年】	16	10	63%	10	8	80%	10	2	20%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数【件/年】	2	2	100%	2	3	150%	2	3	150%
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数【回/年】	10	24	240%	48	24	50%	48	20	42%
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数【回/年】	-	-	-	1	1	100%	1	1	100%
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	-	-	-	2	3	150%	2	2	100%
茨木市障害者地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数(頻度)【回/年】	-	-	-	1	2	200%	1	4	400%
	参加事業者・機関数【社/年】	-	-	-	10	36	360%	10	46	460%
茨木市障害者地域自立支援協議会の専門部会の設置	設置数	-	-	-	5	5	100%	5	5	100%
	実施回数(頻度)【回/年】	-	-	-	20	34	170%	20	32	160%

⑤障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【評価】【担当 障害福祉課 福祉指導監査課】

大阪府が実施する「市町村障がい福祉担当新任職員研修」を始め、様々な研修に参加し、職員の知識や技術等の向上に努めました。

また、各事業所においても、職員の支援技術等の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供等を行いました。引き続き、障害福祉サービスの質向上に向け、取り組みます。

障害福祉サービス等に係る審査支払について、障害福祉業務総合支援ソフトの導入により審査の強化及び業務効率化を図るとともに、毎月の請求データの確認時に事業所等

に対し、エラー項目に関して共有や修正等の情報を共有し適正化を行いました。引き続き適切に請求がなされるよう取り組む必要があります。

指導監査の結果の共有については、大阪府が開催する障がい福祉サービス事業者・障がい児支援事業者指定・指導に関する調整会議で各市における事業所に対する実地指導の実施状況や指摘事項等の事例共有を行っています。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数 【人/年】	64	58	91%	51	65	127%	51	63	124%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	100%	有	有	-	有	有	-
	年間実施回数 【回/年】	12	13	108%	13	12	92%	13	12	92%
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	100%	有	有	-	有	有	-
	年間実施回数 【回/年】	1	2	200%	2	2	100%	2	2	100%

⑥地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

【評価】【担当 障害福祉課】

障害者週間の啓発事業として毎年開催している「障害者の手づくり作品展」を他の作品展と合同で「おにも見にクルアート展」として開催し、規模を拡大することで、より多くの方に見ていただいたことや、自立支援協議会が主催する研修会において、市民等の障害理解を深める研修や啓発を推進することができました。

引き続き、より市民等に障害理解の促進が広まる啓発手法について検討します。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

イ 自発的活動支援事業

【評価】【担当 障害福祉課】

障害者地域自立支援協議会の当事者部会の運営、障害者当事者交流会の開催、ピアサポート活動支援、ヘルプマークリーフレットを用いて市内の小学校を中心に交流授業、

他市の当事者部会との交流会を実施し、1年間の活動報告を相互に行いました。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

ウ 相談支援事業

【評価】【担当 障害福祉課】

障害者相談支援事業については、令和元年度(2019年度)から、5つの日常生活圏域を細分化した14エリアに障害者相談支援センターを整備してきました。障害者相談支援センターは、地域で開催される会議への参加等を通じ、地域住民の身近な相談場所として活動しています。令和6年度(2024年度)に1か所減少しましたが、相談支援に支障がないよう、体制整備を行いました。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、基幹相談支援センターに主任相談支援専門員や社会福祉士等の専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図っています。

住宅入居等支援事業の位置付けでの実施はしていませんが、住宅確保に関する担当部署や居住支援法人等の関係機関と連携、協力し、入居に向けた支援を実施しています。

本市域においては、相談支援専門員の多くが市町村相談支援事業を受託する障害者相談支援センターに所属する体制を構築し、困りごとを抱えた障害者等のニーズ整理や情緒的支援、サービス利用援助等を行い、また、自立支援協議会等の地域づくりの活動に貢献してきました。一方、既に障害福祉サービスを利用している障害者等について、一定相談支援専門員が増加してきたごく近年まで、計画相談支援等に従事する相談支援専門員の不足により計画相談支援を必要または希望するにもかかわらず計画相談支援等を利用できないことが多かった事情がありました。そのため、やむを得ず市町村相談支援で支援し続けていることが、障害者相談支援センターの業務量増大や、サービスを受給している障害者等の状況の変化に対し適時必要な支援を行うことが難しい状況が生じており課題となっています。

本市においては相談支援体制の中で障害者相談支援センターに割り当てられる専門的な人的資源の比率が高いことが、先述の計画相談等の利用率が他自治体と比較して大幅に低い水準となっている背景要因の一つとなっており、設置数や相談支援体制の中での役割の見直しが必要です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	実施箇所数	14	10	71%	10	9	90%	10	9	90%
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	無	無	-	無	無	-

エ 成年後見制度利用支援事業

【評価】【担当 地域福祉課】

成年後見制度利用支援事業については、制度内容の理解や事業の浸透に伴い、概ね見込量どおりの利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業については、事業の対象となる法人がなかったことから、事業は実施していません。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	15	11	73%	12	13	108%	11	11	100%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-	-	無	無	-	無	無	-

オ 意思疎通支援事業

【評価】【担当 障害福祉課】

手話通訳者等派遣事業については、設置手話通訳士の件数の計上方法を整理(病院から薬局に通訳に行った場合2件としていたものを1件とする等)したため件数は減っていますが、時間数は横ばいとなっています。

要約筆記者派遣事業については、減少傾向にあるものの概ね横ばいで推移しています。

引き続き、合理的配慮の推進によるニーズの拡大に伴い、手話通訳等に従事する人材の確保・養成が課題となっており、ITを利用した文字通訳等の検討にも取り組む必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	2,801	1,980	71%	2,457	1,796	73%	2,566	1,566	61%
	時間数	2,937	1,288	44%	1,624	1,308	81%	1,695	1,317	78%
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	37	25	68%	21	19	90%	23	18	78%
	時間数	91	210	231%	236	227	96%	259	200	77%
手話通訳者 設置事業	年間設置者数	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%

カ 日常生活用具給付等事業

【評価】【担当 障害福祉課】

見込量と実績値に大きく乖離のある品目については、今後の実績値の推移を特に注視する必要があります。引き続き「障害者福祉のてびき」等を活用した制度周知や、新たな技術や利用者のニーズに応じた品目の検討を行う必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	26	21	81%	24	22	92%	25	21	84%
自立生活支援用具	件	44	56	127%	74	40	54%	78	29	37%
在宅療養等支援用具	件	67	59	88%	48	26	54%	48	32	67%
情報・意思疎通支援用具	件	42	40	95%	61	25	41%	64	29	45%
排泄管理支援用具	件	5,020	7,013	140%	7,834	6,578	84%	8,226	6,318	77%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	8	267%	8	9	113%	8	6	75%

キ 手話奉仕員養成研修事業

【評価】【担当 障害福祉課】

令和6年度(2024年度)から全受講回数(41回)の60%以上を参加した者に修了証書を交付しています。

手話通訳者や手話奉仕員は、聴覚障害者が意思疎通を図る上で重要な役割を果たしていますが、手話通訳者等の養成には、長い期間が必要になるため、引き続き取組を進める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話奉仕員養成研修事業	年間養成講習修了者数	60	57	95%	60	37	62%	60	46	77%

*数値は年間の養成研修修了者数

ク 移動支援事業

【評価】【担当 障害福祉課】

サービスの利用人数・利用時間ともに増加傾向となっており、今後もサービス利用が伸びることが想定されます。

知的障害者の外出や社会参加への支援ニーズの高まりがうかがえ、引き続きガイドヘルパーの養成を進めるとともに、社会全体の障害理解の推進が必要です。

65歳を超え、介護保険を利用する障害者においても、制度の利用が増えています。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
移動支援事業	年間利用者数	身体障害者	119	79	66%	91	77	85%	100	73	73%
		知的障害者	441	316	72%	328	336	102%	361	355	98%
		精神障害者	100	73	73%	91	74	81%	100	71	71%
		障害児	100	48	48%	48	53	110%	53	48	91%
		合 計	760	516	68%	558	540	97%	614	547	89%
	年間延べ利用時間数	身体障害者	19,936	15,525	78%	17,111	14,544	85%	17,966	14,114	79%
		知的障害者	72,333	61,448	85%	58,266	66,142	114%	61,179	72,012	118%
		精神障害者	11,844	12,349	104%	14,232	12,772	90%	14,944	13,149	88%
		障害児	6,293	5,275	84%	5,257	5,996	114%	5,520	5,411	98%
		合 計	110,406	94,597	86%	94,866	99,452	105%	99,609	104,686	105%

ケ 地域活動支援センター

【評価】【担当 障害福祉課】

地域活動支援センターⅠ型については、令和9年度(2027年度)末に事業者都合により廃止が決まっていること、Ⅲ型については令和7年度(2025年度)末に現行の委託事業者による事業所が利用者僅少の状況が継続したため廃止となったことから、サービス提供体制に大きな変動が生じており、日中活動が困難な障害者が安心して通える場を確保することが課題となっています。利用者の利用実績は見込み量を下回っているものの、通いやすい場を整備することにより利用が見込まれるものと考えられ、サービス提供基盤の確保に取り組む必要があります。

Ⅱ型については、実績値は見込み量を上回っているものの、新規利用者が殆どなく、利用者は減少傾向にあることが課題です。

本事業については、現利用者の意見を把握しながら、事業の再編を検討する必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援センター Ⅰ型	実施箇所数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	年間利用者数	-	-	-	168	158	94%	176	107	61%
地域活動支援センター Ⅱ型	実施箇所数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	年間利用者数	-	-	-	25	28	112%	22	26	118%
地域活動支援センター Ⅲ型	実施箇所数	2	1	50%	1	1	100%	1	1	100%
	年間利用者数	-	-	-	10	6	60%	10	7	70%

コ その他の事業(任意事業)

【評価】【担当 障害福祉課】

訪問入浴サービス事業の実績は概ね見込量と同水準となっています。

日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)は、中重度の障害者を介護する就労中の方や高齢の家族のレスパイトニーズを充足させる役割を担っており、サービス提供基盤の確保のため令和7年度(2025年度)に報酬改定を行いました。実績は見込量を大きく下回っている状況です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス事業	年間利用者数	62	68	110%	6	5	83%	6	5	83%
日帰りショートステイ事業 (日中一時支援事業)	年間利用者数	1,586	1,010	64%	110	69	63%	111	55	50%
	人日	1,746	1,119	64%	124	74	60%	126	57	45%

*第6期計画(令和5年度(2023年度))までは延べ人数を計上していましたが、第7期計画(令和6年度(2024年度))より実人数の件数で計上しています。

4 障害児福祉計画(第3期)の取組状況と評価

(1)成果目標

①児童発達支援センター

【児童発達支援センターの成果と評価】【担当 発達支援課】

市内に2つの児童発達支援センター(あけぼの学園・藍野療育園)があり、従来の類型(医療型・福祉型)は一元化されています。児童発達支援センターを中心に、地域の関係機関が連携する面的整備により、地域支援体制を構築しました。

引き続き、4つの中核的機能

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能

③地域のインクルージョン推進の中核としての機能

④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

の充実に取り組む必要があります。

■児童発達支援センターの目標値と実績

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援センター	か所	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%

②保育所等訪問支援

【保育所等訪問支援の成果と評価】【担当 発達支援課】

保育所等訪問支援事業所数は増加し、各圏域で利用できる体制となっています。

保育所等訪問支援事業所連絡会を開催し、情報や課題について共有を行うとともに、制度の周知チラシを作成し、保護者や訪問先の理解促進に努めました。

引き続き、インクルージョンの推進に向けて、理解促進や保育所等訪問支援事業所連絡会において、情報交換や情報共有、ケース検討等を行い、支援の質の向上に取り組む必要があります。

■保育所等訪問支援の目標値と実績

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
保育所等訪問支援事業所数	か所	5	7	140%	5	7	140%	6	8	133%

③医療的ニーズへの対応

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の成果と評価【担当 発達支援課】

児童発達支援・放課後等デイサービスともに計画上の目標は達成していますが、地域の偏りがあり、重症心身障害児の受け入れ先は十分ではない状況です。

今後も大阪府が新規の事業所指定にあたり、事前に各市町村の意見をホームページに掲載する取組を活用等する等提供体制の確保に努める必要があります。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保の目標値と実績

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	か所	5	6	120%	5	5	100%	5	5	100%
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	5	7	140%	7	6	86%	7	7	100%

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の成果と評価】

【医療的ケア児等コーディネーターの配置の成果と評価】

【担当 発達支援課】

自立支援協議会こども支援部会を協議の場に位置付け、医療的ケア児等コーディネーターについては、福祉関係から1人、医療関係から2人を配置しており、ともに目標を達成しています。協議の場において、コーディネーターを中心に、医療的ケアが必要な児童の多様な状況について、多分野の関係機関での情報共有及び意見交換、研修会等を実施し、共通理解を図りました。

引き続き、コーディネーターを中心として、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりに取り組む必要があります。

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の目標値と実績

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
関係機関の協議の場	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

■医療的ケア児等コーディネーターの配置の目標値と実績

サービス種別			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
医療的ケア 児等コーディネーターの 配置	福祉 関係	人	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	医療 関係	人	1	1	100%	1	1	100%	1	2	200%

(2)活動指標

①障害児通所支援

【評価】【担当 発達支援課】

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の実績値はいずれも増加傾向が続き、居宅訪問型児童発達支援は減少傾向にあります。

医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害のある児童等の地域の事業所での受け入れが進むよう引き続き、事業所への助言や援助、研修費用の補助等により事業所の支援力の向上に取り組むとともに、居宅訪問型児童発達支援のニーズ把握に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人	500	711	142%	730	884	121%	790	982	124%
	人日	2,500	3,555	142%	3,650	4,420	121%	3,940	4,910	125%
放課後等 デイサービス	人	1,380	1,596	116%	1,910	1,691	89%	2,150	1,871	87%
	人日	11,200	7,980	71%	9,070	8,455	93%	9,980	9,355	94%
保育所等訪 問支援	人	48	52	108%	49	70	143%	64	79	123%
	回	30	52	173%	49	70	143%	64	79	123%
居宅訪問型 児童発達支 援	人	5	2	40%	2	2	100%	2	1	50%
	回	5	8	160%	5	4	80%	5	4	80%

*数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

*「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

②障害児相談支援

【評価】【担当 発達支援課】

障害児相談支援の実績は微増傾向が続いていますが相談支援専門員の不足等から、見込量には達していません。

引き続き、相談支援専門員の確保と育成を図り、供給体制の充実に努める必要があります。

【障害児相談支援の充実】

【評価】【担当 発達支援課】

「複数の事業所を併用する場合」や「医療的ケア児などのケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合」等の支援の必要性の高い児童へ障害児相談支援が提供できるように努めました。また、新規の障害児相談支援を実施した事業所に対する補助金の増額を行うなど、障害児相談支援の充実に図りました。

相談支援専門員常勤換算数については、31人、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する児童への提供は201人となりました。

身近な地域に障害児相談支援事業所がない場合や相談支援専門員の不足によってやむを得ず作成されるセルフプラン(望まないセルフプラン)の実態を把握し、必要とする児童・保護者に障害児相談支援を提供できるよう努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児相談支援	人	158	86	54%	108	94	87%	117	101	86%

*障害児相談支援は1か月当たりの利用人員(モニタリング含む)

③発達障害児等に対する支援

【ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の評価】

【担当 発達支援課】

あけぼの学園が実施するペアレントトレーニングの対象年齢を保護者のニーズに合わせて小学校6年生までに拡大するとともに、発達支援センター 風へ委託しペアレントトレーニングの提供体制の充実を図ったことで、受講者が増加しています。また、ペアレントプログラムについて地域の通所支援事業所の支援者へ受講を呼び掛けることで、実施者についても増加しています。

専門家からの助言を受けることで受講者の満足度の向上を図る等、引き続き家族支援事業の充実に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人/年				16	14	88%	24	23	96%
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	人/年				5	1	20%	5	4	80%

【イ ペアレントメンターの評価】【担当 発達支援課】

【ウ ピアサポート活動の評価】【担当 発達支援課】

大阪府が実施するペアレントメンター事業を活用し、研修会を実施しました。参加者からは、「先輩保護者の経験談や助言を聞くことで、今後の子育ての参考になった」、「自分自身の励みになった」、「こどもの理解につながった」等の感想が多く寄せられました。

今後も子育てに見通しを持つことができず、不安な思いを抱える保護者に寄り添いながら事業を継続して実施していく必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ピアサポート活動への参加人数	人／年	4	2	50%	2	2	100%	2	2	100%

④地域生活支援事業(障害児通学支援)

【評価】【担当 発達支援課】

保護者の傷病等に対応する臨時的なサービスであり、年度ごとに利用者数・利用時間が増減しました。

今後もサービス提供事業所の状況を把握しながら、提供体制の維持に努めるとともに、必要なときに必要なサービスに繋がることのできるよう支援者への周知に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児通学支援	人	12	11	92%	9	7	78%	10	8	80%
	時間	720	755.5	105%	680	623	92%	755	669.5	89%

*上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

次期計画

第2節 障害者計画(第5次)中間見直し・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)

以下の施策のうち、
修正・追記が必要な項目のみ記載

1 障害者計画(第5次)中間見直し

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策(1) すべての人が支え合う地域共生社会への取組

施策(2) 交流を通じての相互理解の促進

基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策(1)地域での包括的な相談支援体制の構築

施策(2)地域での自立した生活への支援

施策(3)精神障害者の地域での支援体制の充実

施策(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

施策(5)医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害を有する者に対する支援

施策(6)保育・教育における支援の充実

施策(7)学校教育・社会教育の充実

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

施策(1)就労でき、働きつつけられる環境の充実

施策(2)文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策(1)人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

施策(2)虐待防止対策

施策(3)権利擁護の推進

施策(4)障害理解教育の推進

基本目標 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策(1)情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

施策(2)安全・安心に暮らせるまちづくり

施策(3)防災の推進

基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

施策(1)障害者制度の適正運営

施策(2)持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

施策(3)市立障害者施設のあり方の検討

2 障害福祉計画(第8期)

(1)第8期計画の目標設定と実現に向けた取組

(2)成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ア 地域生活に移行する者の数
- イ 施設入所者数の削減数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ア 精神病床における1年以上の長期入院患者数
- イ 心のサポーター数

③福祉施設から一般就労への移行等

- ア 福祉施設から一般就労への移行者数
- イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率
- ウ 就労選択支援事業所の設置、就労選択支援事業の利用者数
- エ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

④地域生活支援の充実

- ア 地域生活支援拠点等の機能の充実
- イ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

⑤相談支援体制の充実・強化等

- ア 基幹相談支援センターの設置・整備及び連携、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制の確保
- イ のぞまないセルフプランの削減

⑥計画相談支援体制の充実

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(3)活動指標

①サービスの体系

②自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策

- ア 訪問系サービス
- イ 短期入所
- ウ 日中活動系サービス
- エ 居住系サービス
- オ 地域生活支援拠点等
- カ 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込みと確保の方策

④相談支援体制の充実・強化のための取組に関する見込みと確保の方策

⑤障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する見込みと確保の方策

⑥地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 意思疎通支援事業
- カ 日常生活用具給付等事業
- キ 手話奉仕員養成研修事業
- ク 移動支援事業
- ケ 地域活動支援センター
- コ その他の事業(任意事業)

3 障害児福祉計画(第4期)

(1)第4期計画の目標設定と実現に向けた取組

(2)成果目標

- ①児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置
- ②医療的ニーズへの対応
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ④医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ⑤障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

(3)活動指標

- ①障害児通所支援
- ②障害児相談支援
- ③発達障害児等に対する支援
 - ア パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等
 - イ パARENTメンター
 - ウ ピアサポート活動
- ④地域生活支援事業(障害児通学支援)

(4)こども・子育て支援との調和

- ①本市における障害児保育、教育等の状況
- ②障害児数の推計
- ③茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)より
 - ア 年齢別人口の推移
 - イ 幼児期の教育・保育施設サービス等の量の見込み